

プロジェクト 実務対応レベルの新規テーマ評価
項目 子会社株式等の減損とのれんの減損の関係
(実務対応専門委員会による評価)

I. 基準諮問会議への検討要望の内容

(テーマ)

子会社、関連会社株式の減損とのれんの減損の関係

(提案者：経団連経済基盤本部、全国銀行協会)

(提案理由)

「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第 32 項では、個別財務諸表上、子会社株式の簿価を減損処理した場合には、のれんも合わせて償却することが求められている。また、関連会社株式についても、「持分法会計に関する実務指針」第 9 項なお書きに従い、子会社株式と同様の処理が求められている。この規定により、上場子会社株式・関連会社株式（以下、「上場子会社株式等」）を個別財務諸表上減損した場合には、連結財務諸表上のれんを償却する必要があるが、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に従えば、市場価格の著しい下落は、必ずしも、減損という結論を得るものではない。このように、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第 32 項が、必ずしものれんの減損の認識が必要ない場合にも、減損の認識をせざるを得ない実態を生じさせており、経済実態を正しく反映していない恐れがあることから、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第 32 項の削除を今回提案させていただくもの。

(具体的内容)

提案理由に記載した通り、現行の基準では、上場子会社株式等を個別財務諸表上減損した場合には、必ずのれんを償却する必要がある。しかしこれは、以下の理由から経済実態を正しく反映していない恐れがある。

(1) 基準の建付けの不備

「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」では、のれんは、減損の兆候の有無を確認し、兆候がある場合には、減損損失の認識の判定を行い、減損損失の測定を行うというプロセスを経て減損の金額（のれんの価値）を算定する。一方で、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第 32 項の規定は、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」とは別に、追加的な償却の金額（のれんの価値）を算出することを求めており、のれんの価値について、2 種類の評価尺度がある状態となっており、いち早く改善する必要がある。なお、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第 32 項は、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」が開発される以前からの規定であることに留意する必要がある。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

(2) 株価のみに基づくのれんの評価への懸念

上場子会社株式等は、取得時に、子会社の純資産額（時価ベース）をベースとした価額で取得しており、その価額に含まれるのれんは、その純資産額以上にその会社を評価したプレミアム（超過収益力）を意味する。株価の下落により、上場子会社株式等を減損したという事は、そのプレミアムが低下した事を意味しているが、この前提が成立するのは、上場子会社株式等の株価にプレミアムが正しく反映されている場合のみであるが、必ずしもそうとは言えない。例えば、株式市場において、買収等に際して、コントロールプレミアム等の買収プレミアムが株価に織り込まれているかについては議論があることに加え、株式市場が成熟していない新興国等では過剰又は過少な流動性と投機筋の動き等により、株価が乱高下する場合がある（※）。従って、プレミアムが毀損していないにも関わらず、株価が下落している可能性もあることから、連結における上場子会社株式等についてののれんの減損は、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に基づいて、株価（公正価値）のみではなく実質価額（使用価値）を含めて検討されるべきである。「連結財務諸表における資本連結手続における実務指針」32項を重ねて適用すると、実質的に、株価のみに基づいて連結における上場子会社等ののれんが減損されることとなり、不合理な帰結となる場合がある。（脚注1）

（※）近時、新興国の株価は急落しているが、中国の人民元の切り下げ、世界的なリスクオフにより、新興国からの資本流出が加速していることが主な要因と言われている。

（脚注1-原文では欄外脚注）

第23回基準諮問会議等の議論では、個別財務諸表における減損の判断において、金融商品会計基準では現在も「合理的な反証」が認められていることを理由として基準を見直す必要がないという結論になっています。しかし、金融商品会計に関する実務指針91項では、「時価の下落について「回復する見込みがある」と認められるときは、株式の場合、時価の下落が一時的なものであり、期末日後おおむね1年以内に時価が取得原価にほぼ近い水準にまで回復する見込みのあることを合理的な根拠をもって予測できる場合をいう。」としており、「回復する見込みがあると認められる場合」は結局時価の回復であることを前提とした規定になっています。従って、個別財務諸表上の上場子会社株式等の減損の判定は株価に依拠せざるを得ないのが現状と理解しております。

(3) 最適な評価手法の選択の必要性

上場子会社及び関連会社については、グループ会社であるがゆえに、連結決算手続等を通じて、財務諸表等の情報や将来の収益見通し等を入手することが可能であり、マーケット・アプローチ（いわゆる株価）以外の、ネット・アセットアプローチ、インカムアプローチ（DCF法）を用いて、企業実態に合わせた企業価値評価を行うことが可能である。そのため、株価のみに依存せず、最も適切な手法を用いてのれんの減損測定を行った財務諸表を作成することが、利用者にとって有益であると考えます。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

(4) IFRS との整合性

「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第 32 項については、IFRS との重要な基準間差異として認識されており、IFRS との整合性の観点からも削除すべきと考える。

上記(1)、(2)、(3)、(4)を踏まえて、上場子会社株式等ののれんの減損については、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に基づき判定すれば足り、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第 32 項の削除を御検討いただきたい。

(※)「連結財務諸表における資本連結手続における実務指針」32 項の保守的な会計処理を行うニーズがある場合には、引続き、本項規定に即した実務も「容認する」という対応も考えられる。

(ご参考)

「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第 32 項

子会社ごとののれんの純借方残高（連結原則に基づいて会計処理している場合には、借方残高（のれん）と貸方残高（負ののれん）との相殺後）について、親会社の個別財務諸表上、子会社株式の簿価を減損処理（金融商品会計実務指針第 91 項、第 92 項及び第 283-2 項から第 285 項に従う処理をいう。）したことにより、減損処理後の簿価が連結上の子会社の資本の親会社持分額とのれん未償却額（借方）との合計額を下回った場合には、株式取得時に見込まれた超過収益力等の減少を反映するために、子会社株式の減損処理後の簿価と、連結上の子会社の資本の親会社持分額とのれん未償却額（借方）との合計額との差額のうち、のれん未償却額（借方）に達するまでの金額についてのれん純借方残高から控除し、連結損益計算書にのれん償却額として計上しなければならない。

「持分法会計に関する実務指針」第 9 項なお書き

なお、のれんの会計処理に当たっては、資本連結実務指針第 30 項から第 33 項及び本報告第 16-2 項に基づいて行う。

II. テーマアップの要件への該当

1. 第 3 項以下の検討を踏まえ、テーマアップの要件への該当は、以下のとおり分析される。

(1) 広範な影響があるか。

本テーマは、子会社及び関連会社への投資に関連するものであり、広範な影響があると考えられる。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

- (2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。
本テーマは、作成者から提案されたものである。
- (3) 会計実務における多様性はあるか。(多様性の解消により比較可能性の改善が見込まれるか。)
本テーマは、会計基準に明確な定めがあり、会計実務における多様性はないものと考えられる。提案者は、現在の定めが適切でないとして改正を求めているものである。
- (4) 会計基準レベルのものではないか。
本テーマは、日本公認会計士協会から公表されている既存の実務指針における取扱いに関する内容であり、会計基準レベルのものには該当しない。
- (5) 適時に実務対応報告等の開発が可能か。
本テーマは、論点は明確であるものの、第23項に記載のとおり固定資産減損基準の定めの見直しに及ぶ可能性があり、対応に一定の時間を要する可能性があると考えられる。

III. 実務対応専門委員会における本テーマの評価

2. 本テーマは、日本公認会計士協会から公表されている資本連結実務指針に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理の改正の提案である。同会計処理については、第21項に記載のとおり、連結財務諸表におけるのれんの減損の考え方と整合しないケースがあり得るものと考えられ、第1項に記載のとおり、広範な影響がある会計処理であることを踏まえると、ASBJにおいて検討することが適当であると考えられる。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

IV. 論点の整理

3. 本テーマは、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（以下「資本連結実務指針」という。）第32項に定めるのれんの償却処理（以下「のれんの追加的な償却処理」という。）の取扱いが論点である。この論点の検討にあたって、関連する現行の会計基準を整理する。

論点に関連する現行の会計基準の規定

（個別財務諸表における子会社及び関連会社株式の減損処理）

4. 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）では、子会社株式及び関連会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とするとされている（金融商品会計基準第17項）。
5. また、金融商品会計基準及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）では、株式のうち時価のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理しなければならないとされている（金融商品会計基準第20項及び金融商品実務指針第91項）。

株式のうち時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額を当期の損失として処理しなければならないとされている（金融商品会計基準第21項及び金融商品実務指針第92項）。

（連結財務諸表におけるのれんの減損処理）

6. 連結財務諸表におけるのれんは、固定資産減損基準の適用対象となる。固定資産減損基準では、減損損失の測定を行う対象を限定するために、減損の兆候を把握することとされている。固定資産減損基準で示されている減損の兆候は次のとおりである。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

資料(1)-3

- (1) 資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること
 - (2) 資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること
 - (3) 資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること
 - (4) 資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと
7. 減損の兆候があると判定された場合、減損の認識の判定を行い、認識すべきと判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損処理する。回収可能価額は、資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額と定義される。
8. 持分法適用会社に関するのれん相当額の減損についても、基本的に、連結子会社に関するのれんの減損会計処理と同様の会計処理が定められている。

ただし、連結子会社に関するのれんと異なり、「持分法適用会社に関するのれんを持分法適用会社の各事業へ分割する必要はない」とされ、「持分法適用会社に関するのれんの減損処理は、原則として、当該持分法適用の出資全体に関して適用される」とされている（企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（以下「固定資産減損適用指針」という。）第94項）。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

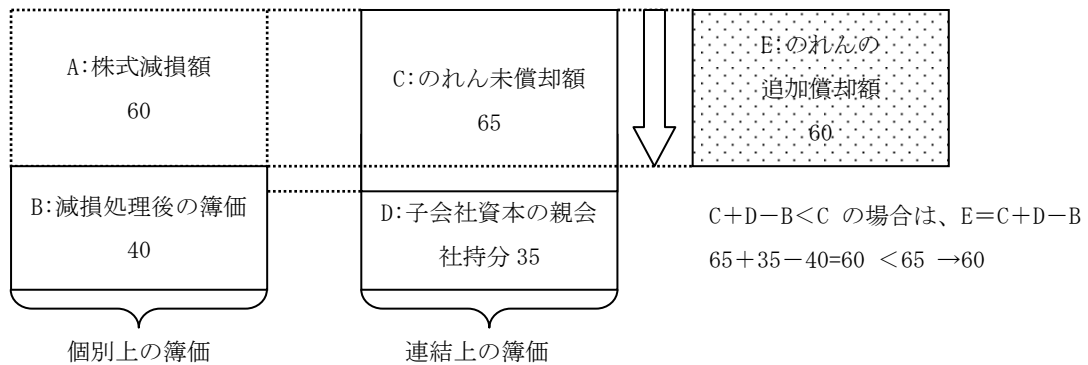
(資本連結実務指針における取扱い)

9. 資本連結実務指針第 32 項では、次ののれんの追加的な償却処理が定められている。

32. 子会社ごとののれんの純借方残高（連結原則に基づいて会計処理している場合には、借方残高（のれん）と貸方残高（負ののれん）との相殺後）について、親会社の個別財務諸表上、子会社株式の簿価を減損処理（金融商品会計実務指針第 91 項、第 92 項及び第 283-2 項から第 285 項に従う処理をいう。）したことにより、減損処理後の簿価が連結上の子会社の資本の親会社持分額とのれん未償却額（借方）との合計額を下回った場合には、株式取得時に見込まれた超過収益力等の減少を反映するために、子会社株式の減損処理後の簿価と、連結上の子会社の資本の親会社持分額とのれん未償却額（借方）との合計額との差額のうち、のれん未償却額（借方）に達するまでの金額についてのれん純借方残高から控除し、連結損益計算書にのれん償却額として計上しなければならない。

10. 資本連結実務指針第 32 項の定めを図示すると以下のようなになる。

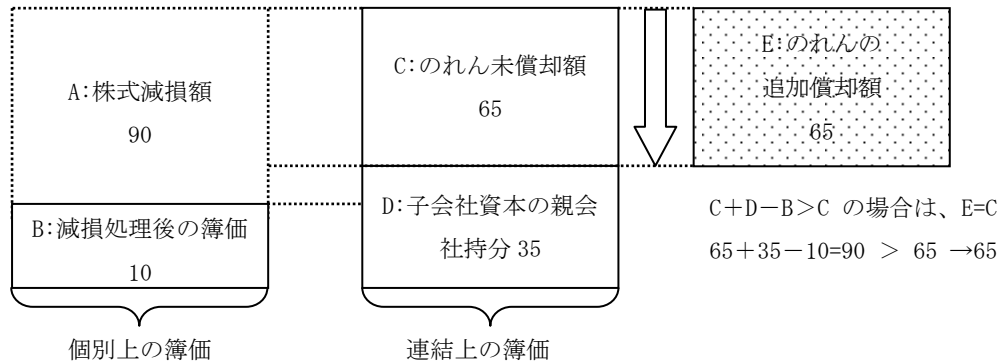
(1) 子会社株式の減損処理後の簿価と連結上の子会社の資本の親会社持分額とのれん未償却額との合計額との差額がのれんの未償却額を下回る場合



子会社株式の減損処理後の簿価と、連結上の子会社の資本の親会社持分額とのれん未償却額との合計額との差額 (=60) のうち、のれん未償却額 (=65) に達するまでをのれん残高から控除するため、のれんの追加償却額は 60 となる。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

(2) 子会社株式の減損処理後の簿価と連結上の子会社の資本の親会社持分額とのれん未償却額との合計額との差額がのれんの未償却額を上回る場合



子会社株式の減損処理後の簿価と、連結上の子会社の資本の親会社持分額とのれん未償却額との合計額との差額 (=90) のうち、のれん未償却額 (=65) に達するまでをのれん残高から控除するため、のれんの追加償却額は 65 となる。

11. また、資本連結実務指針第 33 項では、連結財務諸表におけるのれんの減損の会計処理は固定資産減損基準に従う旨が記載されている。

33. のれん（連結原則に基づいて会計処理している場合には、純借方残高）は、減損会計基準の二 8 及び平成 15 年 10 月 31 日付けで企業会計基準委員会から公表された企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（以下「減損会計適用指針」という。）の第 51 項から第 54 項及び第 131 項から第 133 項に従って減損処理を行う。

12. なお、関連会社株式についても、会計制度委員会報告第 9 号「持分法会計に関する実務指針」（以下「持分法実務指針」という。）において、「のれんの会計処理に当たっては、資本連結実務指針の第 30 項から第 33 項及び第 40 項に基づいて行う」とされており、子会社株式と同様の会計処理が求められている（持分法実務指針第 9 項）。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

(資本連結実務指針に関するこれまでの経緯)

13. 資本連結実務指針は、固定資産減損基準及び固定資産減損適用指針の公表に先立ち、平成9年6月に企業会計審議会から「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」が公表されたのを受けて、平成10年5月に日本公認会計士協会より公表されている。
14. 当初の規定では、連結調整勘定の償却処理として、規則的償却と一時償却が定められており、一時償却には、次の2つの処理が含まれていた。
 - (1) 連結調整勘定の金額に重要性が乏しい場合における一括償却処理
 - (2) 連結調整勘定の効果が取得時の見積りに基づく期間よりも早く消滅すると見込まれる状況が発生した場合における連結調整勘定残高の相当の減額処理
15. 本資料の第14項(2)における相当の減額処理が必要となる場合として、以下のような場合が示されていた(平成10年5月公表の資本連結実務指針第33項)。
 - (1) 子会社の業績が株式取得時の予想よりも大幅に悪化し、将来の期間にわたって損失が発生する状態が続くと予想される場合
 - (2) 親会社の個別財務諸表上、子会社株式の簿価に評価減が行われたことにより、評価減後の簿価が連結上の子会社の資本の親会社持分額と連結調整勘定未償却残高(借方)との合計額を下回った場合
 - (3) 子会社株式の取得時に存在した子会社の将来減算一時差異又は税務上の繰越欠損金のうち、繰延税金資産の判断要件を満たさないとの理由により繰延税金資産を計上していなかった部分について、その後当該資産が判断要件を満たし、子会社において繰延税金資産を計上する場合
16. 平成15年10月に固定資産減損適用指針が公表されたことを踏まえ、平成16年4月に資本連結実務指針が改正され、連結調整勘定の減損処理について、本資料の第11項に記載のとおり、資本連結実務指針第33項が新設された。

また、本資料の第14項(1)に記載した重要性が乏しい場合の一括償却処理については、連結調整勘定の償却に関する規定に集約された。さらに、本資料の第15項(1)は削除され、本資料第15項(2)及び(3)は資本連結実務指針に引き継がれた。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

その後、平成 17 年 12 月に企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」が公表されたことを踏まえ、平成 19 年 3 月に資本連結実務指針が改正され、本資料の第 15 項(3)については削除された上で、子会社株式の取得時に存在した子会社の将来減算一時差異又は税務上の繰越欠損金のうち、将来年度の課税所得の見積りの変更等による繰延税金資産の回収見込額を見直したときの取扱いが新設された（資本連結実務指針 32-2 項）。

V. 分析

17. 資本連結実務指針第 32 項に定めるのれんの追加的な償却処理について、固定資産減損基準に基づく連結財務諸表におけるのれんの減損の考え方との整合性について検討する。
18. 固定資産減損基準において、固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理であるとされている¹。

一方、第 9 項に記載のとおり、資本連結実務指針第 32 項に定めるのれんの追加的な償却処理は、「株式取得時に見込まれた超過収益力等の減少を反映する」ことを目的とするとされている。

一般に、のれんは主に超過収益力を表すと考えられるため、固定資産の減損及びのれんの追加的な償却処理は、双方ともに、超過収益力の減少を反映する会計処理であり、その点では整合していることとなる。

19. ただし、連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理の原因となる個別財務諸表における子会社株式及び関連会社株式の減損が、常に当該株式の取得時の超過収益力の減少を反映したものと言えるか否かが論点になると考えられる。

以下において、時価のある株式と時価を把握することが極めて困難と認められる株式とに分けて、検討を行う。

¹ 固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書 三 基本的考え方

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

(時価のある株式)

20. 第4項に記載のとおり、株式のうち時価のあるものについては、時価が著しく下落し、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損損失を計上しなければならないとされており、この規定は、株式が子会社及び関連会社のものであるか否かに関わらず適用される²。

ここで、子会社株式及び関連会社株式の時価の著しい下落が、子会社又は関連会社の収益性の低下ないし超過収益力の減少を表している場合には、それにより連結財務諸表においてのれんの追加的な償却処理を行うことは、固定資産の減損会計の考え方と異なるものではないと考えられる(ただし、のれんの減損は、のれんが配分された事業ごとに行われるため、費用の計上は同じにはならない)。

21. 一方で、株価が当該企業の収益力の変化とは関係なく下落する場合(市場の株価全体の下落や提案者が記載している流動性の低下なども原因として考えられる)、株価の下落が必ずしも収益性の低下ないし超過収益力の減少を表しているとは言えない可能性があると考えられる。この場合においては、個別財務諸表における子会社株式及び関連会社株式の減損により連結財務諸表においてのれんの追加的な償却処理を行うことは、固定資産の減損会計の考え方と異なる可能性があるものと考えられる。

関連する論点

22. 上記のとおり、資本連結実務指針第32項に基づき、のれんの追加的な償却処理を行うことは、必ずしも収益性の低下を表すとは限らない可能性があるものの、株価の下落は、収益性の低下や超過収益力の減少を示唆している可能性があると考えられるため、のれんの追加的な償却処理は、減損会計を補完するものとして一定の役割を果たしていると考えられる。
23. この点、第6項に記載のとおり、固定資産減損基準では、減損の兆候の一つとして

² 事業投資と考えられる子会社株式及び関連会社株式について、時価によって減損処理を行うことが適切であるか否かに関する論点は、第23回基準諮問会議(平成27年3月18日開催)において議論が行われており、詳細については、資料(1)-3 参考資料を参照のこと。

本資料は基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

「資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと」を示しているが、子会社株式及び関連会社株式の時価の著しい下落がこの規定に含まれているか否かは必ずしも明らかではない。仮に本テーマをASBJにおいて検討する場合には、この点についても検討することが適当と考えられる。

(時価を把握することが極めて困難と認められる株式)

24. 第5項に記載のとおり、株式のうち時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したとき、減損損失を計上しなければならないとされている。ここで、時価を把握することが極めて困難と認められる株式について実質価額が著しく低下している場合は、原則として、回復可能性はないものとして判断されるが、子会社及び関連会社株式については、「財務諸表を実質ベースで作成したり、事業計画等を入手することが可能」であるため、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合は、相当の減額をしないことも認められる³。

このように、子会社株式及び関連会社株式の減損は、財政状態の悪化を判断することにより行われるため、時価のある株式に比べ、比較的収益性の低下ないし超過収益力の減少を表わすことが多いものと考えられる（ただし、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損では方法が異なるため、費用の計上額は同じにはならない。）。

以 上

³ 金融商品会計に関する Q&A Q33